

任意継続被保険者制度について

日頃より健康保険組合へのご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
この度、退職後の「任意継続被保険者」制度について、ご一読くださいますよう、
よろしくお願い致します。

★任意継続加入後は、このご案内を
資格喪失するまで保存願います★

<目次>

1. 任意継続制度とは …… P2
2. 任意継続の加入について …… P2～P5
【加入方法】【ご家族を継続して扶養希望される方】【保険料納付方法について】
【保険料の納付先口座】【任意継続被保険者の保険料について】
3. 保険証・資格確認書・資格情報のお知らせについて …… P6～P7
【保険証について】【資格確認書について】【資格情報のお知らせについて】【医療機関にかかるには】
4. 加入期間中について …… P8～P9
【各種手続きについて】【健幸マイポータルについて】【給付について】
【健康診断（ファミリー健診）について】
5. 任意継続の資格喪失について …… P10～P11
【「任意継続被保険者 資格喪失申出書」の提出について】【保険料の還付について】
【保険料未納の場合の喪失について】
6. その他 …… P12

1. 任意継続制度とは

退職日まで引き続き2ヶ月以上の被保険者期間があれば、加入することができます。
期間は最長2年間となります。

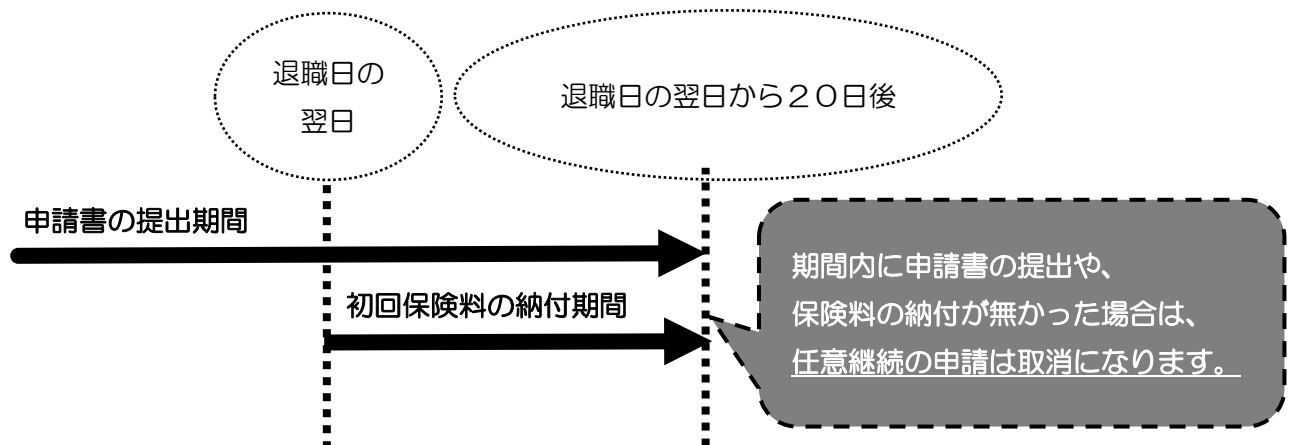
【任意継続被保険者になると…】-----

- 在職中と同じ、保険給付や健診を受けられます。
- 保険料は事業主負担がなくなるので、全額自己負担となります。
- 各種お手続きは健康保険組合と直接行います。

2. 任意継続の加入について

【加入方法】-----

退職日の翌日から20日以内に、azbilグループ健康保険組合に
「任意継続被保険者資格取得申請書」が到着し、かつ保険料を納めている必要があります。

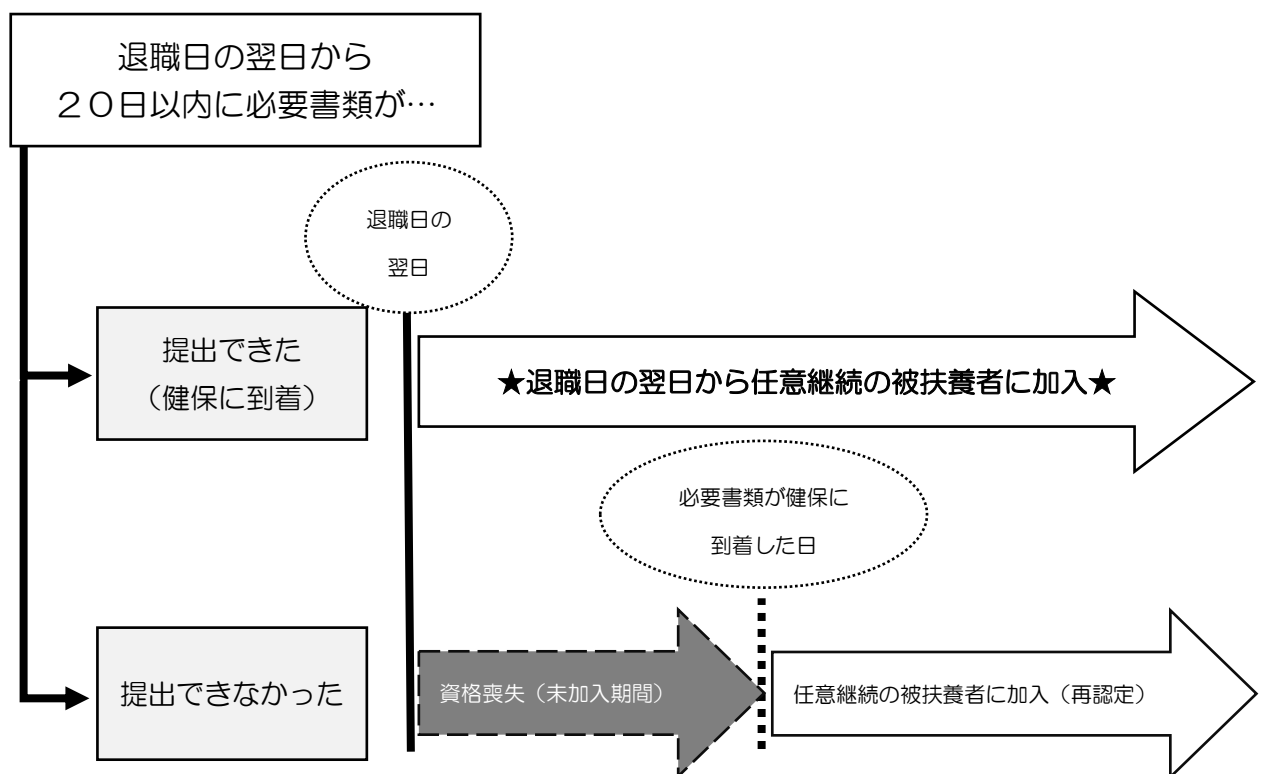


- 申請書は長期休暇期間も含めて20日以内のご提出です。
任意継続をご希望される方は、速やかに会社の業務担当者へ申請書をご提出ください。
退職日より前に提出する場合は、会社の業務担当者へ確認ください。
- 加入日は退職日の翌日になります。
- 初回保険料の納付は、退職日の翌日以降に行ってください。
初回保険料を期日までに納付しなかった場合は任意継続の申請が取消となります。
- ご家族を継続して扶養希望される方は被扶養者の再審査を行います。
次ページをご確認ください。→→→

【ご家族を継続して扶養希望される方】-----

任意継続制度に新たに参加をするので、被扶養者の再審査が必要となります。
申請書と一緒に現況に沿った公的な証憑書類を準備していただき、ご提出ください。

- ご提出していただいた書類で、内容が不透明な場合は、
追加で書類を求める場合があります。
- 子のみ扶養しており、配偶者がお勤めしている方は、
被保険者（本人）の退職に伴い収入が無くなるので、扶養を削除する必要があります。
「被扶養者異動届」と保険証または資格確認書をあわせてご提出ください。
- 被扶養者の書類の提出は、
「任意継続被保険者資格取得申請書」と同時に提出してください。
提出期限は同様に退職日の翌日から20日までです。
書類が健康保険組合に到着しなかった場合は、退職日の翌日付で資格を喪失し、
書類が健康保険組合に到着した日が再認定日となります。
※ 書類は追加で提出を求めた分も含みます。



【保険料納付方法について】-----

納付方法は①単月払い ②半期払い ③前納払い から選択します。

納付期限日までにご入金が確認できない場合は、申請取消や資格喪失となります。

納付方法	① 単月払い	② 半期払い	③ 前納払い
納付期間	ひと月分ごとに納付	半年ごとに納付 ・ 上期：4月～9月分 ・ 下期：10月～翌年3月分	1年ごとに納付 ・ 4月～翌年3月分
<初回> 納付期間	・ 1日付加入者： 加入月分（1か月分） ・ 月中加入者： 加入月+翌月分 （2か月分）	・ 上期加入者： 加入月～9月分 ・ 9月加入者： 9月分～翌年3月分 ・ 下期加入者： 加入月～翌年3月分	加入月～翌年3月分
<初回> 納付期限日	退職日の翌日から20日後まで ※ 退職日より前に納付はしないでください。		
初回以降の 納付期限日	毎月10日まで ※ 10日が土日祝日の場合 翌銀行営業日が納付期限日	保険料納付のご案内で定めた期日まで	
保険料の ご案内時期	・ 申請時に ご案内しています。 ・ 毎月のご案内は ありません！	下期分は9月上旬頃に ご案内します。	
	次年度（4月～翌年3月分）の保険料は、3月上旬頃にご案内します。		
備考	納付期限日は、 『健康保険法第164条 （保険料の納付）、その月の 10日までとする』と 定められております。	② 半期払い ③ 前納払いは割引があります。 任意継続取得前保険料通知書をご確認ください。	

【保険料の納付先口座】-----

保険料は健康保険組合指定の口座へお振込みをお願いします。（口座振替ではありません！）

三井住友銀行 丸ノ内支店 普通 6986078 アズビルグループケンコウホケンクミアイ（アズビルグループ健康保険組合）
--

- ご入金日、お振込みした方の氏名を確認しています。
任意継続被保険者の氏名（フリガナ）を正確に入力してください。

- 振込手数料は自己負担です。

【任意継続被保険者の保険料について】-----

任意継続被保険者の保険料は、全額自己負担となります。

- 退職される前に会社の業務担当者へご連絡ください。
任意継続取得前保険料通知書を、会社の業務担当者よりお渡しします。
- 保険料は年度で設定されており、毎年4月～翌年3月までを1年としています。
- 保険料は給与を基に計算された標準報酬月額によって算出されます。
任意継続被保険者の標準報酬月額は健康保険法第47条1項より、
以下のどちらか低い方を適用することとなっております。
 - ①会社退職時の標準報酬月額
 - ②前年度9月末の全被保険者の標準報酬月額の平均
 - ・①において、退職日の直前に標準報酬月額の変更有ると、
保険料が変更になる場合があります。
 - ・②の額が任意継続被保険者の標準報酬月額の上限となります。
毎年見直しを行っており、上限が変更すると、保険料も変更する場合があります。
毎年3月にホームページ上で公告していますので、ご確認をお願いします。
- 健康保険組合では毎年2月に、翌年度の予算組合会を開催しており、
その場で翌年度の保険料率について話し合いがもたれ、決定されます。
- 次年度4月以降の保険料につきましては、3月上旬頃に「保険料についてのご案内」を
お送りしますので、届きましたらご確認をお願いします。

3. 保険証・資格確認書・資格情報のお知らせについて

任意継続被保険者になりますと、記号と番号が変更します。

任意継続被保険者の加入が完了しましたら、ご自宅へご案内を送付します。

【保険証について】-----

令和6年12月2日より保険証の新規発行が無くなりました。

医療機関へかかる際は、マイナンバーカードに保険証の利用登録をした『マイナ保険証』か『資格確認書』を使って受診ください。

- 在職時の保険証は速やかに会社へ返却ください。
- 保険証を破棄・紛失した場合は、「被保険者証滅失届」のご提出が必要となります。

【資格確認書について】-----

◆ 資格確認書とは ◆

マイナンバーカードを持っていない方などに交付することができ、
資格確認書を医療機関へ掲示することで、
従来どおり保険診療を受けることができます。
マイナ保険証をお持ちの方は交付する必要がありません。

- 在職時に資格確認書を交付された方は、有効期限内であれば会社へ返却ください。
破棄・紛失した場合は滅失の届出が必要です。
- 任意継続被保険者の加入をする際に、マイナ保険証をお持ちでない方は、
「任意継続被保険者資格取得申請書」の資格確認書発行有無欄に、
被保険者・被扶養者それぞれに☑有を記載ください。
ご自宅へ資格確認書を送付いたします。
- 資格確認書の有効期間は加入日～9月30日までです。
- 資格確認書の交付方法は2通りあります。

① 健康保険組合より交付	9月30日の有効期限切れに合わせて、 対象者（マイナンバーカードをお持ちでない方など）に 交付します。
② 被保険者の申請により 交付	「資格確認書（交付・再交付）申請書」を健康保険組合へ ご提出していただければ交付します。

【資格情報のお知らせについて】-----

◆ 資格情報のお知らせとは ◆

マイナ保険証を機器で読み取る際に、不具合等で読み取りができない場合に、
マイナ保険証と一緒に掲示するものです。
資格情報のお知らせだけでは受診できません。

- 資格情報のお知らせは、健幸マイポータルより配信します。
紙ではお送りしませんので、ダウンロードしてご利用ください。
配信は加入日より1か月程度お時間がかかる場合があります。
- 資格喪失した場合は健康保険組合に返却する必要はありません。
ご自身で廃棄ください。
- 資格情報のお知らせは、『マイナポータル』の「医療保険の資格情報」画面でも
代用可能です。 ※ 『マイナポータル』とは政府が運営するオンラインサービスです。



【医療機関にかかるには】-----

保険証の発行がありませんので、下記の方法で受診ください。

受診方法	用途
① マイナ保険証	マイナンバーカードに保険証利用登録をして受診ください。
② 資格確認書	マイナンバーカードをお持ちでない方などに交付でき、受診することができます。
③ マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ	マイナ保険証を機器で読み取る際に、 不具合等により読み取りができなかった時に 病院窓口に掲示ください。
④ マイナ保険証 + 『マイナポータル』の 「医療保険の資格情報」画面	

4. 加入期間中について

健康保険組合からのご案内は、
ご自宅へ郵便・健康保険組合ホームページ・健幸マイポータルなどからご案内します。

【各種お手続きについて】-----

様々な申請をいただく際は、会社へ申請するのではなく、
健康保険組合へ直接申請となります。

- 各種申請用紙は健康保険組合ホームページに掲載しております。
 - ・ 住所変更 ・ 被扶養者の追加、削除 ・ 資格確認書の交付手続き など
- 申請書のご提出は郵送でお送りください。メールでは受付をしておりません。

【健幸マイポータルについて】-----

健幸マイポータルでは、健診結果や医療費のお知らせの閲覧・資格情報のお知らせのダウンロードなど、健康保険組合からの様々な情報を発信しています。

- 健幸マイポータルにすでに登録されている方は引き続きご利用いただけます。
- 登録されていない方、ログインできない方には、
新しくログイン用 ID とパスワードを送付します。健康保険組合までご連絡ください。
- ログインできるのは被保険者・配偶者・40歳以上の被扶養者の方です。
- 資格喪失後も1年間までログインできます。医療費のお知らせの閲覧や、
保険料納付証明書の発行申請などは、健幸マイポータルよりご確認ください。

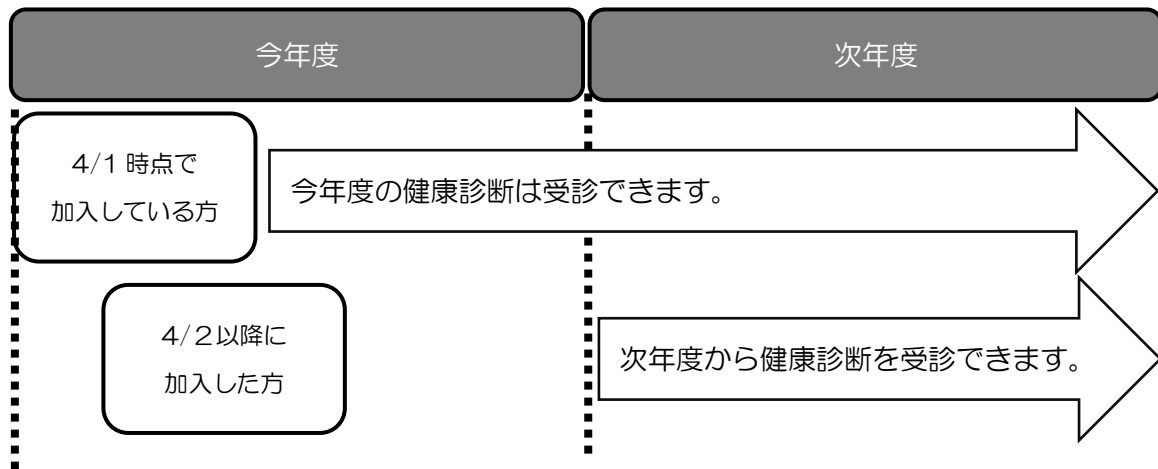
【給付について】-----

被保険者・被扶養者ともに、在職時と同様に給付を受けられます。

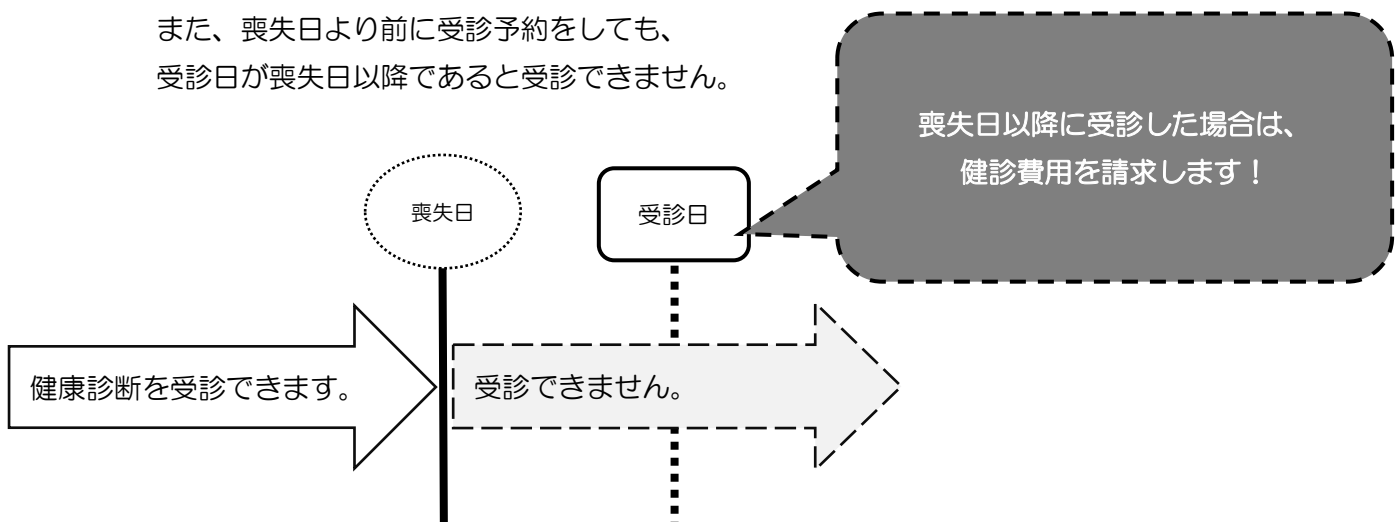
- 任意継続した方は、
azbil グループ健康保険組合独自の「付加給付」が支給されます。
- 申請が必要な給付は、健康保険組合へ申請ください。

【健康診断（ファミリー健診）について】-----

毎年4月1日現在に加入している被保険者と40歳以上の扶養家族を対象に実施します。



- 4月1日付で任意継続被保険者の資格取得をされた方も、今年度に受診できます。
- 毎年4月中旬頃に郵便にてご案内をお送りいたします。
到着しましたら内容をご確認の上、お早めにお申込みください。
- 特定保健指導なども同じように実施いたします。
- 4月2日以降にご加入の方については、初年度は実施されませんので、人間ドック利用補助をご検討ください。
- 資格喪失をすると健康診断を受けることができません。
喪失前に健康診断を受診ください。
また、喪失日より前に受診予約をしても、
受診日が喪失日以降であると受診できません。



5. 任意継続の資格喪失について

下記の条件の時に任意継続被保険者の資格を喪失します。

『期間満了』や『保険料を納めなかった場合』以外は「任意継続被保険者 資格喪失申出書」
をご提出していただき、事前に健康保険組合までご連絡をお願いいたします。

喪失理由	資格喪失 申出書の 提出	詳細	資格確認書 返却時期
期間満了 (2年を経過した時)	×	- 事前の電話やお手続きは不要です。 - 健康保険組合より、資格喪失通知書を送付します。	資格喪失日以降
就職し他の健康保険に 加入したとき	必要	- 就職後にご提出ください。 - 他の健康保険に加入した際の、資格取得日を記載ください。	資格喪失申出書と 一緒に送付ください
死亡したとき	必要	その他のお手続きがありますので、健康保険組合までご連絡ください。	資格喪失申出書と 一緒に送付ください
保険料を 納めなかったとき	×	- 遅延1回目はご連絡しますが、2回目は即日資格喪失します。 - その場合、健康保険組合より、資格喪失通知書をお送りします。	速やかに 返却ください。
任意で 脱退を申し出るとき	必要	- 希望日で資格喪失はできません。 - 資格喪失日は、申出書が、健康保険組合に到着した月の翌月1日付です。	資格喪失日以降
		例：申出書を4月29日に投函し、 5月5日に健康保険組合に到着した場合、 資格喪失日は6月1日となります。 (単月払いの方は5月分の保険料納付が必要になります)	
後期高齢者医療制度の 被保険者になった時	必要	後期高齢者医療制度の被保険者になった後、ご提出ください。	資格喪失申出書と 一緒に送付ください

○ 資格確認書は有効期限が切れている場合は返却不要です。ご自身で廃棄ください。

○ 限度額適用認定証・高齢受給者証などをお持ちの方はあわせてご返却ください。

【「任意継続被保険者 資格喪失申出書」の提出について】 -----

- 脱退を申し出る場合
 - ・ 健康保険組合を脱退する月の月末までにお送りください。（月末必着です。）
 - ・ 医療機関への受診は、脱退する月の月末までは受診することができます。
 - ・ 翌月の 1 日に資格喪失となり、翌月 1 日以降で受診することができません。
 - ・ 申出書が健康保険組合に到着後は資格喪失の取り消しはできません。
 - ・ 資格喪失証明書の発送は喪失日以降となります。
喪失日より前にお送りすることはできません。
- 就職した場合
 - ・ 資格取得日が分かり次第提出してください。
（新しい健康保険組合の資格取得日が当健康保険組合の資格喪失日です。）
 - ・ 申出書のご提出が無かった場合、健康保険組合が定める日で資格喪失をいたします。

【保険料の還付について】 -----

すでに保険料を納めている方は、資格喪失後に保険料を返金いたします。

- 「任意継続被保険者 資格喪失申出書」が健康保険組合に到着後、
「保険料還付請求書」をお送りします。必要事項を記入のうえ郵送ください。

【保険料を納めなかった場合の喪失について】 -----

期日までに保険料の納付がなかった場合は、資格喪失をいたします。

- 資格喪失日は納付期限日（毎月 10 日）の翌日です。
10 日が土日祝日の場合は翌銀行営業日が納付期限日となり、その翌日となります。
- 資格喪失申出書の提出があっても、
保険料未納の場合は納付期限日の翌日が資格喪失日となります。

6. その他

- 保険料納付証明書の発行申請
 - ・ 健幸マイポータルより申請が可能です。
 - ・ 健幸マイポータルにアクセスできない場合はお電話ください。
 - ・ 保険料納付証明書の期間は 1 月 1 日～12 月 31 日です。
- 医療費のお知らせの配布
 - ・ 定期的に発行し、健幸マイポータルから配信いたします。
 - ・ 健幸マイポータルでは、確定申告用 XML データもダウンロード可能です。
- 給付金決定通知書の配布
 - ・ 給付が決定されましたら、健幸マイポータルから配信いたします。

★その他のご案内は健康保険組合のホームページに掲載しております。
ぜひご確認ください！！★

azbilグループ健康保険組合

〒105-0013

東京都港区浜松町1-22-5 KDX 浜松町センタービル 5F

TEL：03-5470-1020 / FAX：03-5470-1024

ホームページは

こちらから➡➡



《『マイナポータル』・マイナ保険証に関するお問合せ》

マイナポータル操作方法、マイナ保険証の登録方法などのお問合せは、
マイナンバー総合フリーダイヤルへご連絡ください。

TEL：0120-95-0178（マイナンバー総合フリーダイヤル）

平日：9時30分～20時、土日祝：9時30分～17時30分（年末年始を除く）

マイナポータル「よくあるご質問」：<https://faq.myna.go.jp>

azbil グループ健康保険組合は、
マイナ保険証での受診を
推奨しております♪

